

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者） さくらの丘クリニック 印

（契約の目的）

第1条 さくらの丘クリニック（以下「乙」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「甲」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、甲及び甲の身元引受人は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めるなどを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、甲がさくらの丘クリニック通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を乙に提出後から効力を有します。但し、甲の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 甲は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し乙の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本契約書、別紙重要事項説明書、別紙個人情報提供同意書（本項において「本契約書等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本契約書等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 甲は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、甲が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、甲が本契約上乙に対して負担する一切の債務を極度額28万円の範囲内で、甲と連帶して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取をすること。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は乙、乙の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、乙は、甲及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、乙は身元引受人に対し、乙に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支

払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(甲からの解除)

- 第4条 甲は、乙に対し、利用中止の意思表明をすることにより、甲の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合甲及び身元引受人は、速やかに乙及び甲の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、甲の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 甲又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を乙にお支払いいただきます。

(乙からの解除)

- 第5条 乙は、甲及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。
- ① 甲が要介護認定において自立と認定された場合。
 - ② 甲の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
 - ③ 甲及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合。
 - ④ 甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、乙での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
 - ⑤ 甲が、乙、乙の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、乙が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、甲が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第6条 甲及び身元引受人は、連帶して、乙に対し、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び甲が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、乙は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。
- 2 乙は、甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。甲及び身元引受人は、連帶して、乙に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 乙は、甲又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の

方法により交付します。

(記録)

- 第7条 乙は、甲の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 乙は、甲が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 乙は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して乙が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、甲が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他甲の利益に反するおそれがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、乙が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 乙は、甲及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、甲の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、甲の利益に反するおそれがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 乙は、原則として甲に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は所長が判断し、身体拘束その他甲の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、乙の医師がその様態及び時間、その際の甲の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 乙とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙個人情報提供同意書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 甲が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 甲に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 乙は、甲に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関での診療を依頼することができます。

- 2 前項のほか、通所利用中に甲の心身の状態が急変した場合、乙は、甲、身元引受

人又は甲若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、乙は、甲に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、乙は甲の身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 甲、身元引受人又は甲の親族は、乙の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、別紙重要事項説明書記載の苦情申立窓口に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って乙の責に帰すべき事由によって、甲が損害を被った場合、乙は、甲に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 甲の責に帰すべき事由によって、乙が損害を被った場合、甲及び身元引受人は、連帶して、乙に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、甲又は身元引受人と乙が誠意をもって協議して定めることとします。